

令和元年度 稲沢市地域自立支援協議会 第2回権利擁護推進部会 議事要旨

〔日 時〕 令和元年 11 月 5 日（火）午後 2 時～午後 3 時 30 分

〔場 所〕 稲沢市役所 本庁舎 2 階 政策審議室

〔出席者〕 権利擁護推進部会委員 4 人、事務局 3 人、その他 2 人

〔欠席者〕 権利擁護推進部会委員 1 人

〔議 事〕

1 協議事項

(1)成年後見センター(仮称)設置について

・成年後見センター設置(案)、今後の予定等について説明(事務局)

- 成年後見制度と、日常生活自立支援事業は所管が違い縦割りだが補完する部分があり、日常生活自立支援事業から最終的には後見制度に移行する。成年後見制度は、難しく、制度は知っているが、どう利用するかハードルが高いように思われる。一方で日常生活自立支援事業は、知られていない部分もあるが、皆さんが利用しやすい制度ではないかと思う。2つの制度が連携して後見センターと言う組織が回ることが理想。日常生活自立支援事業をしている社協が、メンバーに入り、連携した仕組みを作っていくことが必要。
- 社協が行う日常生活自立支援事業の現状について資料に記載している。成年後見制度と同じく権利擁護事業であるのでセンターの担当者はこの事業も担当する予定。
- センターの規約の中に、日常生活自立支援事業を含めた事業を謳い、スタートから制度を上手く使いながらセンターを運営するようにしておくといい。先進的な地域の反省点を上手く知りながら組織を作っていくことが有効ではないか。
- 一番分からないのは、どういう基準で成年後見制度の利用が必要と判断するか。認知機能の程度の基準があるような、ないような中で、職員が困るのではないかと思う。認知機能が低下したら制度利用になるが、診断書でやるのか。日本は医師頼みのところがある。そのあたりどうやっていくのかも課題だと思う。
- 現状は診断書で、成年後見制度の利用の必要性を判断する事が基準の一つになっている。ケース検討会を開催し、皆で総合的に判断することになると思う。
- 県で電話相談をしているが、後見制度に関する相談もあり、あまり認知機能も落ちていないのに必要なと思うが、本人は不安で、身内も遠いので、利用したいという。進めて良いのだろうかという不安もある。気軽に、市とか社協に相談したら、と言うが、自分でも何をどうやればよいか良く分からない。二の足を踏むうちに認知機能が悪くなっていく。その辺の支援が必要じゃないかと思う。
- 何点かお聞きしたい。資料最後のページに制度の取り組み状況ということで県内市町村設置状況があるが、図を見るとやっていないところはいくつかある。尾張北部、尾張東部、知多地域は1市町村1センターでなく複数の市町が連携してセンターを設置している。尾張西部の動きはどんな状況か。

- 詳しい状況は聞いていないが、弥富、飛島、蟹江は 3 市町村の広域で行う。一宮市は単独でやられると思う。あま市、津島はまだ情報がない。
- 令和 3 年度にはどこもスタートが必須ということか。
- そうです。
- この作業部会に今まで参加していなかったが、資料のスケジュールでは、これまで検討してきた会議と新たにメンバーを追加する理由は何か。
- 今までは、部会の方にも参加していただかない形で、市として後見センターを設置する方針を内部で決めるため、市と社協で進めてきた。市で予算を挙げて作るという事が決ったのは今年 8 月頃なので、今後はどういう形のセンターが良いのか、細かい部分を検討する必要があるので地域の方にも入っていただくことになった。
- これまで検討してきた内容をステップアップしていくが、これまで検討されていた方は引き続きメンバーに入っているのか。
- 入っている。今までのメンバーは事務局と、社協、高齢介護課、担当者レベルの会議。
- 今度の作業部会では多くの新しい方を交えて検討していくが、この部会は今年度限りで、来年度は会議の名前が変わって準備委員会が立ち上がるということによろしいか。
- そうです。
- 今は縦割りで色々とされている。稲沢市は総合相談をやっているが、そのような総合的なサポートが必要。それは関わる人間がどういう資質をもってやるかということなので、そういう人材をあてる事が良い。
- 稲沢市としての特色が出せると良いと思うが、何かあるか。特徴はあるか。
- 数字だけでいうと精神障害の方が他の市町に比べると多いような傾向はある。医療機関があることが影響していると思うが県内平均より高い。
- 成年後見制度は財産管理と身上監護、亡くなった後の問題や葬儀とかの対応も変わってきているようだが、土地や家をもっていて、生保を受けられず、お金に変えられなくて困って自殺までされるケースもあった。権利を守ることはやっていただけると良い。
- 県外視察に市が参加した報告をしたい。10 月 31 と 11 月 1 日で見えてきた。31 日は東京の品川区のセンターにいき、平成 14 年 6 月から後見センターを立ち上げている。人口は 40 万 1 千人、職員数は当初 3 名だが今は 17 名、非常勤も 12 名、支援員の登録 92 名、支援員は研修を受けて市民後見人になっていく。
- 安心サービスという独自の事業をしていて元気なうちにセンターの方が家に訪問してもらえる。月 2000 円かかるが、訪問した時に認知症の疑いあり、能力が低下すると後見人の利用へ移っていく。その後も定期的に財産管理をし、亡くなった後も遺言執行人としての手続きをセンターがやる。身寄りがない方のサービスとして、お寺で永代供養もやれるようになっている。
- 11 月 1 日は静岡県三島市のセンターに行った。10 月 1 日に中核機関を立ち上げたばかり。当初は 3 人体制で始まった。協定書など見せてもらった。両市とも社協への委託。両方

とも市民後見人の育成に力を入れている。稲沢市に後見人をやりたい方がどの程度いるか分からないが、それをしないと、専門職ばかりでは足りなくなる。市民後見を育てていくことが課題といわれていた

- 品川の安心サービスは、元気なうちは 2000 円だが後見人が付いたらいくらになるのか。
- 視察先でははっきり聞けていない。
- 大抵 3 万円と聞く。お金がないと後見人がつけられない。
- 市長申し立てになると、ずっと市が払わないといけない。
- 家族が後見人になる例が多いと聞いている。市民後見人になるとやれる人が 3 万円であるかなと思う。
- 先日大阪で表彰を受けた方は無報酬と書いてあった。
- 民生委員の成り手もないくらいなので、後見人となるとその人の保護者になるが、機能するのだろうか。
- どの程度の仕事かにもよる。毎日行くわけではないと思うが。
- 財産管理だと全部収支報告をしないとといけない。家計簿をきちんとつけないといけない。
- 品川区のセンターには大きい金庫があり通帳が沢山入っていた。
- 財産管理と身上監護、要は入院する時に手続きをする。市民後見人を育てるのは大仕事だと思う。
- 1 人で 3 人くらいが限界ではないか。
- 専門職は沢山やっているが、面会に行かない人もいる。
- 後見人だけではやりきれない。日常の支援者と連携して、見守りをしないと難しい。

## (2)権利擁護に関する研修について

- 今年の研修会と講演会について固まった。11 月末の研修会の対象はサービス事業所の職員の方関係機関の方向けのもの。協議会に挙がる課題の中に、人間関係の距離感が上手く取れない知的障害の大人やこどもが多いが、どう対応するか。徳永先生は性教育や人との距離感について多く取り組んでいる。サークルズのプログラムを紹介して下さる予定。どういった人間関係を学べば上手く生きて行けるか考える機会としたい。
- 1 月 18 日の講演会は、後見制度に関する内容にし、誰でも参加できるもの。講師の藤井さんご自身もお子さんに障害があるということで、家族として後見制度、遺言信託なども教えて頂けるということでお招きする。親心の記録と言うノートも無償で配付してもらえる。これから周知していく。当事者団体の方にも知っていただくと良い。
- 家族が高齢で、当事者が子供の団体というと、精神、知的障害の団体で、育成会さんなどは一番講演会の内容に興味がある団体だと思う。

## (3)障害者虐待の対応状況について

- 差別や虐待について市で対応しており、今年に対応状況になる。10 月までに相談を受

けたケースは10件あり、養護者、施設従事者が多い。相談支援専門員や事業所職員など本人に近い支援者からの通報が多い。警察からの通報もある。警察に養護者から相談や、障害者間でのトラブルで通報になることもある。今年認定したのは2件。兄から身体虐待を受けたケースと、家族から閉め出されたケース。

- 兄からの虐待は、兄自身の体調や母の介護の問題があり、発生した。本人も自立生活を希望したため、今までの通所事業所を続けながらGHに移ることになった。
- 締め出されたケースは、本人が約束を守れなかった事や、家での破壊行動があり、家族が家に入れなくなったので緊急で居室を確保した。その後自宅に帰る事を希望したので、自宅へ戻り、医療に繋いだりしている。その他のケースも養護者の負担、関わり方がわからず発生したことが多い。早期に相談してもらい対応できるよう周知をしていきたい。
- NO. 8の方は成人の方か。サービス利用中にこのような事をやっているという事か。注意はしたが虐待ではないということか。本人はどういった障害か。
- 本人は身体障害で判断力がない方ではない。良く聞くと、合意があった。本人も相手に好意があったという発言が多くあり、障害を理由に判断力のない方にやったというより、合意があつての行為だが、不適切な支援であることは間違いないので強く注意した。
- NO. 10の方は主介護者が家族ということか。障害を理由とした故意の行為でないというのはどういうことか。つねったという行為は事実である。
- この人も判断力があり、同じことを介護者に何度も聞いたため介護者が煩わしく思い突発的に発生した。悪意はなく突発的な行為であり、負担軽減から始める方針になった。
- 虐待の範囲を狭くすれば虐待に入らないし、広くすれば入るということで、どこまでなのかと思うが、これは虐待ではないかと思う。この文章を作成した方は入らないかなと思ったかもしれないが。本人が不快に思っていれば虐待ではないかと思う。
- 病院で統合失調症の方が、服薬ができないので注射をするケースがあり、患者は女性で看護師は男性。男性から注射をされて怒った。他に、被害妄想がありデイケアで周囲の方に無視行為をされて精神的に傷つき、管理者に話したが取り合ってくれないケースもあった。普通の人が見ると、たいした事ではないが、本人は大変傷つく。どう判断するか。この問題は病院に文句を言おうと思ったが、事実関係がどうなのかと思ったので家族会の機関誌に内容を掲載した。伝えることで解決できないかと思った。
- 子どもの虐待でも昔は躰なら良いということだったが今は違う。つねる行為をしていたら虐待は虐待であると、やった人には伝えないと。罰するほどではないと思うが。

## 2 その他

- 前回、市内の公共施設の車いす設置状況について意見が出たので報告をしたい。本日配布資料は、市のHPの施設案内だが、バリアフリー対応状況のアイコンがあり車椅子があるところには、マークがある。色々調べると公共施設の全てに、マークがあるわけではなかった。マークがあっても設置されていない所も見られ、ずれている部分があるので広報と連携して修正したい。